

国土交通省における木材利用推進の取組について（令和4年度）

1 公共建築物における木材利用の実績

（1）国が整備する公共建築物の木造化・内装等の木質化の実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比（差）
新築等の公共建築物	棟数【A】	180	78	93	119.2%
	延べ面積（㎡）	60,880	29,664	91,691	309.1%
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物 ^{注1}	棟数【B】	90	25	23	92.0%
	延べ面積（㎡）	6,865	3,144	2,821	89.7%
うち、木造化された公共建築物	棟数【C】	90	25	23	92.0%
	延べ面積（㎡）	6,865	3,144	2,821	89.7%
木造化率（C/B）		100%	100%	100%	0ポイント
内装等が木質化された公共建築物	棟数	39	33	27	81.8%
うち、新築等 ^{注2}	棟数	20	20	17	
うち、模様替え	棟数	19	13	10	
木材の使用量 ^{注3}	m ³	1,848	1,076	615	57.2%
うち、国産材の使用量 (国産材率)	m ³	1,424 (77.1%)	923 (85.8%)	324 (52.7%)	35.1% -33.1ポイント

注1：国が整備する公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設を除いたもの

ただし、令和2年度実績、令和3年度実績、及び令和4年度実績のうち令和3年度末までに設計等に着手済みのものであっては、以下を除いた低層の建築物

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物
- ・当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される公共建築物

注2：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

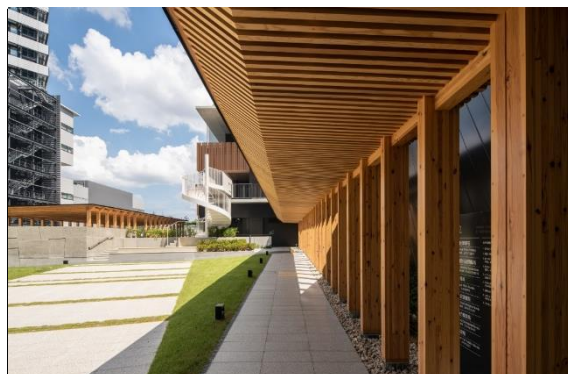
なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

【木材利用整備の事例】

① 木造化



道の駅若狭美浜はまびより
(福井県三方郡美浜町)



大手前合同庁舎 渡り廊下
(大阪府大阪市)

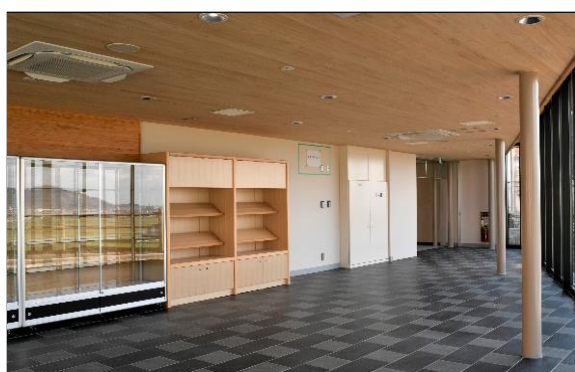


福島第2地方合同庁舎 自転車置場
(福島県福島市)



道の駅都城 身障者駐車場
(宮崎県都城市)

②内装等の木質化



道の駅うきは
(福岡県うきは市)
(使用部位：天井、壁)



今治港湾合同庁舎
(愛媛県今治市)
(使用部位：天井、壁ルーバー)

(2) 国以外が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化の実績

対象施設：旅客ターミナル、管理施設等

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比(差)
対象となる施設	棟数【A】	1,593	1,206	351	29%
	延べ面積(m ²)	122,565	78,478	26,114	33%
うち、木造化された公共建築物	棟数【B】	950	697	90	13%
	延べ面積(m ²)	73,080	48,334	3,586	7%
木造化率(B/A)		60%	58%	26%	-32ポイント
内装等が木質化された公共建築物	棟数	60	78	90	115%
うち、新築等 ^{注1}	棟数	50	56	59	
うち、模様替え	棟数	10	22	31	
木材の使用量 ^{注2}	m ³	14,189	10,163	1,614	16%
うち、国産材の使用量	m ³	9,533	7,172	1,261	18%
(国産材率)	%	(67%)	(71%)	(78%)	8ポイント
備考 都市公園・港湾：地方公共団体における木材利用状況（北陸地方整備局管内除く）					

注1：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注2：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

【木材利用整備の事例】



公衆トイレ（秋田県秋田市）

(3) 公共土木工事等における木材利用実績

事業区分	使用数量	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比	主な用途
都市公園 注1	木材使用量	m ³	2,617	6,875	2,909	42%	休養施設、 遊戯施設等
	うち国産材	m ³	1,432	2,137	969	45%	
	(国産材率)	%	55%	31%	33%		
河川 (河川・ ダム・砂 防・海 岸) 注1	木材使用量	m ³	5,543	5,110	4,911	96%	護岸工、 仮設材等
	うち国産材	m ³	4,470	4,772	4,369	92%	
	(国産材率)	%	81%	93%	89%		
道路注1	木材使用量	m ³	5,072	3,995	4,329	108%	樹木の支柱、 用地管理用柵、 木製防護柵等
	うち国産材	m ³	4,593	3,586	4,119	115%	
	(国産材率)	%	91%	90%	95%		
住宅注2	木材使用量	m ³	9,481	6,941	9,885	142%	低層木造公営住 宅等
	うち国産材	m ³	6,112	4,768	7,320	154%	
	(国産材率)	%	64%	69%	74%		
港湾注1	木材使用量	m ³	909	1,203	1,354	113%	仮設材、 建屋材、 看板等
	うち国産材	m ³	365	432	592	137%	
	(国産材率)	%	40%	36%	44%		
合計	木材使用量	m ³	23,622	24,123	23,388	97%	
	うち国産材	m ³	16,972	15,695	17,370	111%	
	(国産材率)	%	72%	65%	74%		

注1：都市公園・河川・道路・港湾：国土交通省及び地方公共団体における木材利用状況（北陸地方整備局・運輸局管内除く）

注2：住宅：低層木造公営住宅等（公共供給）における木材利用状況（新潟県、富山県、石川県除く）

【木材利用整備の事例】



【都市公園事業】木橋
(千葉県山武市)



【住宅事業】低層公営住宅
(北海道栗山町)



【河川事業】護岸工
(宮崎県延岡市)



【港湾事業】緑地施設（ボードウォーク）
(熊本県宇城氏)



【道路事業】木製防護柵設置
(長野県大桑村)

2 備品及び消耗品における実績

分野	品目	総調達量	材料に紙又は木質が含まれる物品の調達量	調達率
紙類	コピー用紙	2,687,364 kg	2,687,329 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	198,735 kg	198,617 kg	100%
	塗工されている印刷用紙	10,282 kg	10,220 kg	99%
文具類	事務用封筒（紙製）	2,237,470 枚	2,196,830 枚	98%
	ファイル（紙製）	549,792 枚	549,577 枚	100%
オフィス家具等	いす	6,373 脚	6,318 脚	99%
	机	1,767 台	1,741 台	99%
	棚	1,320 連	1,289 連	98%
	収納用什器（棚以外）	1,496 台	1,473 台	98%
	ローパーティション	1,744 台	1,709 台	98%
	コートハンガー	122 台	117 台	96%
	傘立て	39 台	39 台	100%
	掲示板	154 個	154 個	100%
	黒板	5 個	1 個	20%
	ホワイトボード	219 個	218 個	100%

【木材利用整の事例】



管制部 カウンターテーブル（兵庫県神戸市）

3 木材利用推進に向けた具体的な取組及び方策

(1) これまでの取組

■官庁営繕事業

- ① 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に基づき、「国土交通省の公共建築物における木材の利用の促進のための計画（令和3年度～令和7年度）」を定めた。（令和4年2月1日）
また、本計画が効果的に推進されるよう、国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡・調整等を行っている。
 - ② 関係省庁等における木材の利用の促進が効果的に図られるよう、公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議を設置し、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行っている。（令和4年12月20日開催）（平成22年度より実施）
また、各省各庁の副大臣等が出席し、今後の取組について意見交換等を行う「公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議」を開催した。（平成23年12月14日、平成26年1月17日開催）
（会議の構成）衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院
 - ③ 国が整備する公共建築物における木材利用の目標達成に向けた取組や当該目標の達成状況等を取りまとめ、公表した。（平成23年度より令和2年度まで。令和3年度以降は、木材利用促進本部において取りまとめ、公表）
 - ④ 営繕計画書に関する意見書制度を通じ、各省各庁から国土交通省に送付される営繕計画書に関し、積極的に木造化の推進する範囲にある公共建築物が、木造化される計画となっているかの確認を実施し、必要に応じて木造化に関する個別意見を述べている。
 - ⑤ 木造建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的とした「公共建築木造工事標準仕様書」（関係省庁の統一基準）を制定（令和4年版）した。（平成16年版以降必要に応じて制定）
 - ⑥ 木造の官庁施設の計画及び設計に関する標準的な手法及びその他の技術的事項を定めることにより、官庁施設の設計の効率化に資するとともに官庁施設として有すべき性能の確保を図ることを目的とした「木造計画・設計基準及び同資料」を制定した。（平成23年5月10日制定、平成29年3月29日改定）
 - ⑦ 全国営繕主管課長会議※注5において、地方公共団体等における木材の利用に取り組んだ事例を収集・整理した「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」（平成24年版、令和2年版）と、主に事務用途以外の建築物を対象として、木材利用の技術的事項を整理し、主として設計段階における手引き書とした「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」（平成25年6月）を取りまとめ、公表した。
- 注5：都道府県及び政令指定都市の営繕担当課、国土交通省大臣官房官庁営繕部により構成。
- ⑧ 公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識の修得を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を開催した。（令和4年11月24日～11月30日）（平成27年度より実施）
 - ⑨ 木造耐火建築物の整備に関する技術的事項を取りまとめ、「官庁施設における木造耐火建築

物の整備指針」を策定した。(平成 25 年 3 月 29 日公表)

- ⑩ 木造建築物の整備の各段階における留意事項を取りまとめ、公表した。
 - ・「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」(平成27年 5 月)
 - ・「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項」(平成29年 7 月)
 - ・「事例調査を踏まえた木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集」(令和 3 年 6 月)
- ⑪ 中規模木造庁舎(4 階建て、3,000 m²、耐火建築物)を軸組構法及び CLT パネル工法として設計する際の課題、配慮すべき事項等を把握するため、試設計を行い、公表した。(令和 2 年 1 月 17 日公表)
- ⑫ 木造化を図る上での多様な整備手法の一つとして、国土技術政策総合研究所による実験及び解析検証に基づく「CLT 袖壁(国総研型)」を採用した中規模庁舎の試設計を行い、公表した。(令和 4 年 10 月公表)

■都市公園事業

- ① 平成 16 年 1 月に木材使用事例集「公園における木材の新しい活用に向けて」を発行しており、広報活動を通じて木材利用を促進しているところ。
- ② 令和 5 年 12 月に、公園緑地・景観課国際緑地環境対策官より各地方整備局等の建政部長等及び各都道府県及び政令指定都市の都市公園担当部局長等に対し、都市公園における国産木材等の利用促進について事務連絡を発出。(平成 23 年度より毎年発出)

■河川(ダム・河川・砂防・海岸)事業

- ①「森を育む川づくり」を発表(平成 9 年 12 月 22 日)
- ②『間伐材の有効利用を通じた「自然を活かした川」の整備と森林整備との連携』を通知(平成 9 年 12 月 22 日)

【通知の要点】

- ・「自然を活かした川」の整備と森林整備の推進
- ・都道府県林務部局と各地方建設局、北海道開発局及び都道府県河川及び砂防担当部局で連絡会を設置
- ・土木部局は建設関係団体等に趣旨を徹底

- ③『間伐材やそれに類する材料を用いた場合の留意事項について』を通知(平成 10 年 4 月 21 日)

【通知の要点】

- ・技術活用パイロット事業制度の活用
- ・出来型管理の弾力的な対応

- ④『公共工事における間伐材の利用推進について』を通知(平成 13 年 9 月 5 日)

【通知の要点】

- ・グリーン購入法に基づく国土交通省の調達方針における、間伐材の位置付け。
- ・河川、砂防事業等における間伐材使用の更なる推進を喚起。

- ⑤災害復旧事業について『美しい山河を守る災害復旧基本方針(ガイドライン)』を策定、『河川環境の保全が可能となるような工法の基準』を通知(平成 10 年 6 月 4 日)
『美しい山河を守る災害復旧基本方針(ガイドライン)』を改訂、通知(平成 13 年 6 月)

【通知における該当事項】

- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」(ガイドライン)にて工法の一つとして木系護岸(丸太格子、杭柵工、粗朶法覆)を記述
- ・「工法の基準」にて護岸の工法例として木系護岸(丸太格子、杭柵工)への間伐材の活用を記述

- ⑥『木材を利用した川づくりのすすめ ～間伐材を活かした河川・砂防工事事例集～』（平成18年3月）を国土交通省・林野庁の連携により作成
- ⑦『公共工事における間伐材の利用推進の徹底について』を通知（平成18年7月5日）
 - ・間伐材の利用推進（利用の徹底と新たな工種への利用拡大）
 - ・連絡会議の開催と積極的な活用
 - ・間伐材の利用推進に向けた環境の整備

■道路事業

①道路施設での木材利用

- ・樹木の支柱
街路樹等の高木に、風倒防止、保護・養生するための木製支柱を活用。
- ・用地管理用柵、防護柵等
道路建設予定地として購入済みで工事着手していない用地の立入防止柵や、防護柵等として木材を活用。
- ・道の駅等の木製工作物
道の駅や高速道路のSA・PA等の整備に際して、トイレ、テーブルベンチ及びあずまや等に木材を活用。

②道路事業における木材の利用推進についての通知等

- ・材利用の推進を目的として、最近の木材利用の事例及び歩行者自転車用柵（P種、SP種）の利用の考え方を示した事務連絡を道路局国道・防災課課長補佐、環境安全課道路環境調査室課長補佐、道路交通安全対策室課長補佐より各地方整備局等の道路管理課長等に対し発出。（H27.3）
- ・国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」が改定（令和4年2月1日改定）されたことに伴い、道路事業における木材の利用推進を求める事務連絡を道路局国道・技術課企画専門官、同課長補佐、環境安全・防災課課長補佐、道路交通安全対策室企画専門官より各地方整備局等の道路計画課長、道路管理課長等に対し発出（R4.2）
- ・同時に道路事業における公共建築物の木造化及び内装等の木質化推進についての事務連絡を道路局国道・技術課企画専門官、環境安全・防災課課長補佐より各地方整備局等の道路計画課長等に対し発出（R4.2）
- ・周辺景観への配慮、木材資源の有効活用、地域の個性ある道づくり等の観点から、木製防護柵（木製の車両用防護柵及び歩行者自転車用柵）の設置を積極的に推進していくため、木製防護柵の近年の設置事例を各道路管理者に調査した結果や、整備に活用可能な予算、設置に向けた検討の流れを「木製防護柵等の活用事例集」として取りまとめて公開予定。

■住宅事業

- ① 木造公営住宅等の建設の推進。
- ② CLT（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震や火災に対する安全性を検証する実験等を実施。その成果を踏まえ、平成28年には、個別の大臣認定を受けなくとも建築できるように、CLTを用いた建築物の一般的な設計法を策定した。平成31年3月12日には、CLTの基準強度について、JASの等級区分や樹種群に応じた、より高い強度を用いて構造計算を行うことができるように、改正告示を施行。
- ③ 建築基準法を改正（平成30年6月27日公布・令和元年6月25日施行）し、耐火構造等と

しなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに、中層建築物において必要な措置を講じることで性能の高い準耐火構造でもよいこととし、構造部材である木材をそのまま見せる「あらし」の実現を可能化。防火・準防火地域内の2m超の門・塀について一定の範囲で木材も利用可能とする見直しを実施。

- ④ 建築基準法施行令を改正（令和元年12月11日公布・令和2年4月1日施行）し、木目を活かした内装を実現できるよう建築物の内装制限に係る基準の見直し等を実施。
- ⑤ 建築基準法施行令を改正（令和5年2月10日公布・令和5年4月1日施行）し、階数に応じて要求される耐火性能基準を精緻化し、中高層木造建築物を建築しやすくする見直しを実施。
- ⑥ 木材を用いた耐火構造の構造方法について、これまでに国土交通大臣の認定を受けた構造方法を踏まえ、既に告示において規定している木造の壁に加えて、木造の柱、はり、床、屋根及び階段の仕様の追加（平成30年3月22日）に関する告示を公布・施行。
- ⑦ 建築基準法に基づく告示を改正し、火気使用設備周辺の内装を強化する代わりにそれ以外の部分について木材等による内装を可能とする措置の対象となる用途を拡大する見直しを実施。（令和2年12月28日公布・施行）
- ⑧ 建築基準法に基づく告示を改正し、木材を用いた準耐火構造および防火構造の構造方法について、これまでに国土交通大臣の認定を受けた構造方法を踏まえ、木造の外壁の仕様の追加に関する見直しを実施。（令和3年6月7日公布・施行）
- ⑨ 建築基準法に基づく告示を改正し、CLTの基準強度について、新たに7層7プライ等の層構成を位置付けるよう見直しを実施。（令和4年3月31日公布・施行）
- ⑩ 建築基準法に基づく告示を改正し、中層のCLT建築物に適用される構造計算（許容応力度等計算）により設計可能な範囲を、階数3以下から階数6以下へ拡大する等の合理化を実施。（令和4年11月8日公布・施行）
- ⑪ 民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を実施。
- ⑫ 構造・防火面の先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する支援を実施。
- ⑬ 地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅や木造の低炭素建築物等の整備に対する支援を実施。
- ⑭ 社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策に対する支援を実施。

■鉄道事業

各鉄道事業者の自主的な取組による木材利用例は次の通りである。

- ・自然、町並みとの調和を重視し、駅施設に木材を活用。
- ・木の持つ特有の暖かみを考慮し、駅施設および車両等に木材を活用。
- ・地場産業の育成、活用のために、駅施設および車両等に木材を活用

■港湾事業

港湾・海岸工事の実施にあたっては、「港湾・海岸事業における間伐材の利用促進について（平成15年1月）」及び「港湾・海岸事業における国産材等の木材利用推進について（令和3年3月）」により、積極的な間伐材の使用や、国産材の木材の利用の促進について各地方整備局港湾空港部長等に通知したところ。

(2) 今後の取組

■官庁営繕

- ①基本方針に基づき、木造化及び内装等の木質化に取り組む。木造化や内装等の木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組む。
- ②概算要求段階から木造化の計画が適切になされるよう、営繕計画書に関する意見書制度を通じ、毎年度各省各庁より送付された営繕計画書の内容を確認し、必要に応じて木造化に関する個別意見を述べる。
- ③公共建築分野において木材の利用が更に促進されるよう、引き続き、「木材利用推進研修」やその他の研修等を通じて、木材の利用を担う人材育成、公共建築物の木材利用に関する情報提供に努める。

■都市公園事業

- ①都市公園整備における優良な木材利用の事例を紹介するとともに、引き続き国産木材等の一層の利用促進を呼びかける。
- ②今後も地域性の尊重、持続可能な循環型社会への移行に資する公園緑地の整備・保全等の観点から、引き続き木材を利用した公園施設の整備促進を図る。

■河川（ダム・河川・砂防・海岸）事業

今後とも、連絡会議等により需要と供給の調整を図り、護岸工、根固め工、砂防施設等への間伐材の利用促進や利用範囲の拡大の取組みを行う。

■道路事業

周辺の景観への配慮、木材資源の有効利用、地域の個性ある道づくりの推進、林業等地方産業の振興等の観点から、継続して木材の活用を積極的に推進する。

■住宅事業

今後とも、先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物や優良な木造建築物等の整備、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅の整備、木造住宅の担い手の確保・育成等に対する支援、社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策等の促進に取り組んで参りたい。

■鉄道事業

環境、景観、意匠などへの意識の高まりから、木材の利用は駅舎等の建築物のみならず、駅構内への諸設備、車両等への幅広い利用実績が見られる。今後とも、駅舎等の建築材料や外装材・内装材、車両の内装材などに木材の利用推進をより一層図るよう鉄道事業者に働きかけて参りたい。

■港湾事業

港湾整備事業（補助）等では、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するため、親水性を活かした港湾緑地の整備を推進しており、木材をボードウォーク、トイレ等に使用する例も多数見られる。今後も利用者の声を聞きながら、これらの箇所に木材の利用を推進することが考えられる。従って、事業実施に際しては、他の事業との連携も図りつつ、効率的、効果的に木材利用が促進されるよう事業を推進する。

具体的には、歩廊、ベンチ、トイレ、倉庫、旅客ターミナル等の施設について、地元国産材等を利用した整備を推進すべく、事業主体に働きかけて参りたい。